

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳之島町

### 2 構造改革特別区域の名称

徳之島地域資源果実酒・リキュール特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

徳之島町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

徳之島町は、鹿児島市の南南西 468km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲 84km）の東側で、東経 129° 北緯 27° 45′ 奄美諸島のほぼ中央に位置している。太平洋に面した東海岸は、島をとりまくサンゴ礁が発達しており、干潮時には 200～300m の沖合まで広大な地続きとなる。

#### (2) 気候

気候は、亜熱帯海洋性に属し、四季を通じて温暖多湿で年平均気温は 20 度を下らず、年間降水量も 2,000mm を超える雨量を記録し、季節風は冬に著しく、海や空の交通、農作物に大きな影響を与えることもある。台風は、通常 7 月～9 月ごろに猛威を振るが、まれに 5 月、11 月にその猛威を振るうこともある。

#### (3) 人口

人口動態としては、日本復帰以降続いていた人口の流出は、高度経済成長期を境としてその速度を速めていた。その後バブル経済を契機としてさらに人口の減少が進み、少子化もあいまって、急速な高齢化が進み、地域活力低下の一因となっている。昭和 35 年の総人口 19,804 人だったが、年々減少し、平成 22 年には 12,094 人（平成 22 年国勢調査）となっている。

また、人口減少局面に加え高齢者比率も年々増加し、平成 22 年で 26.7% になり、いっそう過疎高齢化の傾向が強くなってきている。

#### (4) 産 業

平成 17 年の就業人口は 5,422 人で、産業別には、第一次産業が 18.6%、第二次産業が 14.6%、第三次産業が 66.7% となっている。

地域振興の中心的な役割を果たしてきた第一次産業が、次第にその比重を低下させ、昭和 50 年に第三次産業に逆転され、平成 12 年には第二次産業と拮抗するまで低下してきたが平成 17 年にはやや持ち直した。

#### (5) 地域の自立促進

本町は、今後地域の特性を生かした産業の活性化を図りながら、技術、人材、観光資源、自然環境、歴史、文化を、行政と住民が一体となって、創意と工夫により有効活用を図り、特色ある町づくりを達成し、「産業経済の活性化」と「地域雇用の創出」そして優秀な人材の育成を実現し、物を育て（特産品の開発）人を育て（人材育成）心を育てる（思いやりと結いの心）町づくりを目指している。

まず、基幹産業である農業の振興・発展に努め、サトウキビのほか地元産の野菜や果樹を活用した新たな特産品の開発に取り組んでいく。また、高齢化の進む第一次産業の経営基盤の強化を図り、認定農家や担い手農家による近代的な営農態勢の整備を支援することや新たな産業の育成、特産物の開発を図り、所得向上と雇用機会の拡大を推進していく。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本町の基幹産業である農業は、後継者不足もあり遊休農地が発生するなど、農地の荒廃が進んでいる。また、農業従事者の高齢化が著しいことから、後継者の育成や担い手の確保が問題となっている。

今回の特例措置を活用することにより、豊富な特産品を使用した果実酒やリキュールを製造することで、地場産品の付加価値を高め、地域農産物の利用拡大と販売促進による農業振興に取り組むことにより地域経済の活性化が図られる。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画で、本町の農産物を使用して果実酒・リキュールを製造することで、いままで規格外製品で廃棄していた農産物が有効利用され、生産農家の規模拡大による所得向上が期待でき、雇用の場の創出、島外から若者が帰ることによる後継者不足の解消や人口の流出に歯止めが期待される。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

##### (1) 地域特産品の開発及び加工品の販売による所得向上

本町の地域特産物は、ほとんど生食用で出荷され、加工製品の創造が課題で

ある。この計画により果実酒・リキュールの加工製品ができると、地域農産物を有効利用することで、農家の生産意欲の増進に加えて、所得の向上が図られる。

新たな地域特産品の開発・ブランド化により販路拡大が図られ、本町の知名度のアップにつながる。

## (2) 農業の活性化及び人口流出の抑制

本町の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化・後継者不足が課題である。地域特産品を活用した加工製品の販路拡大が図られることにより、雇用の場の創出、農家の生産意欲の増進が期待され、規模拡大による荒廃地の減少が図られるとともに、農家所得向上により、後継者不足や人口の流出に歯止めが期待できる。

	平成24年度	平成25年度目標	平成26年度目標
酒造免許取得数	1件	2件	3件
新商品数量	1	3	5
リキュール製造量	1,000リットル	2,000リットル	3,000リットル
果実酒の製造量	=	2,000リットル	2,000リットル

## 8 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、シークニン又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又は構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（サトウキビ、たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖、生姜、シークニン、グアバ、バナナ、パイナップル、シークニン果汁、グアバ果汁、しょうが粉末、冷凍しょうが又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

鹿児島県徳之島町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒・リキュールの提供を通じて地域の活性化を図る為に果実酒・リキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、構造改革特別区域内において生産された当町が指定する地域の特産物である農産物（たんかん、マンゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、シークニン又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又は構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（サトウキビ、たんかん、マン

ゴー、パッション、ドラゴンフルーツ、プラム、黒砂糖、生姜、シークニン、グアバ、バナナ、パイナップル、シークニン果汁、グアバ果汁、しょうが粉末、冷凍しょうが又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が果実酒にあつては2キロリットルに、リキュールにあつては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。